

令和7年12月22日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分序	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	福岡市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が、令和2年1月11日付けで認定しない旨の原処分をしたため、同年12月5日付で審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、チッソ水俣工場の排水先が水俣川河口に変更されて有機水銀による汚染地域が拡大する以前に熊本県外に転出したことや、請求人の臍帯中メチル水銀濃度等を考慮すると、水俣病を発症する可能性がある程度の濃厚なメチル水銀に対するばく露があつたとは認められない。</p> <p>公的検診では、左顔面及び頸部から下全体に触痛覚低下の所見がみられたものの、障害程度は四肢末端優位とはいはず、左右差もあり、振動覚及び深部感覚の障害もなく、水俣病に起因する感覺障害とは認められず、中枢性の運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害、中枢性平衡機能障害のいずれも認められなかつた。</p> <p>請求人は、左耳が聞こえにくい、耳鳴、めまい等の症状があると述べ、緑内症により患したのも水俣病に起因するとしているものと思料されるところ、左耳が聞こえにくいくどの症状は、突発性難聴と診断されており、耳鳴は中枢性の原因により生ずるとは考え難く、めまいは耳鳴を伴う回転性のめまいと思料され耳性のものと疑われ、緑内障は中枢性の障害ではなく、いずれも水俣病の症候ではない。</p> <p>以上のとおり、請求人が水俣病にかかつたと認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>
2	鹿児島県知事	鹿児島市の女性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人において水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が令和3年2月4日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同月18日付で原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、出生後、昭和51年10月までの間、熊本県天草郡に居住し、昭和31年以降、家族や親戚が入手した魚介類を摂取していた旨述べているものの、請求人が居住していたのは水俣病の患者が多発している地域ではなく、請求人が同居していた家族にも水俣病の被認定者はいないことなどからすると、請求人が水俣病を発症し得る程度のメチル水銀ばく露を受けたとまで認めるることはできない。</p> <p>また、神経内科検診の結果によれば、表在感覚、深部感覚及び複合覚は正常とされている。請求人は、同検診において、昭和51年頃から手足のしびれを自覚するようになったと述べているが、疫学調査の際の供述とそごがみられる上、同検診における供述を前提としても、水俣病が発生する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくつてから長期間が経過した後に発症したというのであるから、水俣病に由来するものとは考え難い。その他、請求人には、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害も認められない。</p> <p>以上によれば、請求人が水俣病にかかつているとはいえないから、原処分は相当である。</p>

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】（水俣病）（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
3	熊本県知事	神戸市の男性	水俣病 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人において水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が令和4年11月18日付けで認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が再調査の請求をしたもの、処分庁において令和5年3月30日付けで同請求を棄却する旨の決定をしたことから、請求人が同年4月24日付けで原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、昭和29年から昭和48年までの間、水俣市内の鮮魚店から購入するなどした魚介類を摂取していたことが認められるものの、請求人がメチル水銀に汚染された魚介類をどの程度摂取したかについては必ずしも明らかとはいえない。加えて、請求人が居住していたのは水俣病の患者が多発している地域ではなく、請求人が同居していた親族にも水俣病の被認定者等はない。これらの点に照らすと、請求人が水俣病を発症し得る程度のメチル水銀ばく露を受けたとまで認めるることはできない。</p> <p>また、神経内科検診の結果によれば、請求人には、両前腕以下、両下腿以下及び腹部に触痛覚の低下がみられたものの、振動覚の検査では、両手はいずれも正常範囲であり、深部感覚（関節位置覚等）も正常であったことが認められ、請求人の呈している感覺障害は、水俣病の感覺障害としては非典型的である。また、請求人は、疫学調査において、平成元年頃から両足の膝から全ての指先までがしびれるとともに、感覚が鈍くなったなどと訴えているが、水俣病が発生する可能性があるレベルの持続的メチル水銀ばく露が存在する状況ではなくなってから20年以上が経過して発症していることからすれば、メチル水銀によるものとは考え難い。その他、請求人には、小脳性運動失調、平衡機能障害、両側性の求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害も認められない。</p> <p>以上によれば、請求人が水俣病にかかっているとはいえないし、母親に濃厚な汚染があったと認められるなどの疫学条件を認めるに足りる資料はないことなどからすると、小児水俣病にかかったともいえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾患の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
4	独立行政法人 環境再生保全機構	神奈川県茅ヶ崎市の男性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>取消</p> <p>本件は、未申請死亡者が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺により死亡したとして、その子である請求人が、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を請求したところ、処分庁は、令和5年7月31日付けで、法第22条第1項の認定を行わない旨の処分（以下「原処分」という。）をしたため、請求人が同年9月17日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>未申請死亡者の職業歴及び石灰化胸膜plaueがみられる事から、大量の石綿ばく露の可能性は否定できず、肺機能検査報告書記載の検査結果から、著しい呼吸機能障害も認められる。</p> <p>処分庁は、放射線画像において胸膜plaueは認められるものの、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められず、呼吸機能障害は石綿肺以外の病態若しくは疾患によるものと考えられ、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺と判定できず、未申請死亡者が指定疾患に起因して死亡したとは認められなかつたとして原処分に至つたところ、当審査会における画像読影の結果、両側胸膜に石灰化を伴うplaueを多数認め、胸部単純コックス線画像においてじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められ、CT画像でも、間質性肺炎がみられ、下肺野に石綿肺に特徴的とされる胸膜と並走する線状構造（胸膜下曲線様陰影）及び粒状結節（小葉中心性粒状影）も認められ、令和7年2月25日付け「医学的判定に関する留意事項」記載の著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺の判定基準を満たしていると認められた。</p> <p>したがって、当審査会は、未申請死亡者は、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかつたと判定する。</p> <p>よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項により、原処分を取り消すこととした。</p>
5	独立行政法人 環境再生保全 機構	千葉県山武郡の男性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により患したとして法第4条第2項に規定する認定を求めたが、処分庁は、令和6年2月6日付けで認定を行わないとする処分（以下「原処分」という。）をしたため、同月18日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>職業歴等から大量の石綿ばく露の可能性は否定できない。</p> <p>処分庁による画像読影でも、当審査会における画像読影でも、画像所見として、石灰化胸膜plaueはみられたものの、びまん性胸膜肥厚は認められず、提出された呼吸機能検査報告書及び動脈血ガス分析の結果からは、著しい呼吸機能障害も認められなかつた。</p> <p>したがって、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚により患したと判定することはできず、原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全 機構	大阪府八尾市の男性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかつたとして、法第4条第2項に基づく認定申請を行つたところ、処分庁が令和6年4月30日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年5月25日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、職歴から大量の石綿にばく露した可能性は認められる。しかしながら、放射線画像では、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化は認められず、呼吸機能検査の結果、著しい呼吸機能障害も認められない。</p> <p>よって、請求人が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかつたとは認められず、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全 機構	東京都世田谷区の女性	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、石綿を吸入することにより中皮腫にかかつたとして法第4条第2項に基づく認定申請をしたところ、処分庁が令和6年3月26日付けで当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年6月17日付け審査請求書をもって審査請求をした事案である。</p> <p>請求人について、病理診断では、特殊染色において、中皮腫で通常陰性となるPgR、PAX 8が陽性であり、また、中皮腫で消失が見られるBAP1及びMTAPにつき発現の消失がなかったことなどから、非典型的な中皮腫であることを完全には否定できないものの、中皮腫であると断定することは困難であるとされたこと、また、画像診断では、画像上、中皮腫であることを否定することはできないものの、他方、中皮腫に典型的と考えられる所見は認められないとされたことに照らすと、請求人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかつたと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁決の概要
8	独立行政法人 環境再生保全 機構	熊本市の 男性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとして認定申請をしたところ、処分庁において令和6年6月25日付けで当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年8月23日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人の職業歴によれば、請求人が大量の石綿をばく露した可能性は否定できないが、放射線画像診断では、右胸膜については、びまん性胸膜肥厚の範囲は側胸壁の頭尾方向に1／3程度であり、左胸膜については、びまん性胸膜肥厚は認められないことからすると、請求人について、びまん性胸膜肥厚であると判定することはできない。なお、請求人には、著しい呼吸機能障害が認められるが、びまん性胸膜肥厚以外の病態又は疾患によるものと考えられる。</p> <p>よって、請求人が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められないから、原処分は相当である。</p>
9	独立行政法人 環境再生保全 機構	広島市の 女性	中皮腫 法第5条第1項に 基づく決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人において、夫である申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったとして、法第5条第1項に基づき、同人が認定を受けることができる者であった旨の決定を行うことを求めたところ、処分庁が令和6年11月5日付けで当該決定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年12月10日付け審査請求書をもって審査請求をした事案である。</p> <p>上記申請中死亡者について、画像診断では胸膜の悪性病変が考えられるとされたものの、病理診断では、免疫染色において中皮細胞マーカーが陽性的細胞はなく、EMA染色でも陽性細胞はないなど、中皮細胞や反応性中皮細胞が病理標本上明らかではなく、中皮腫を示唆する所見は認められないとされたことからすれば、同人が石綿を吸入することにより中皮腫にかかったと認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>